

# 参 考 資 料

(都市計画部会資料)

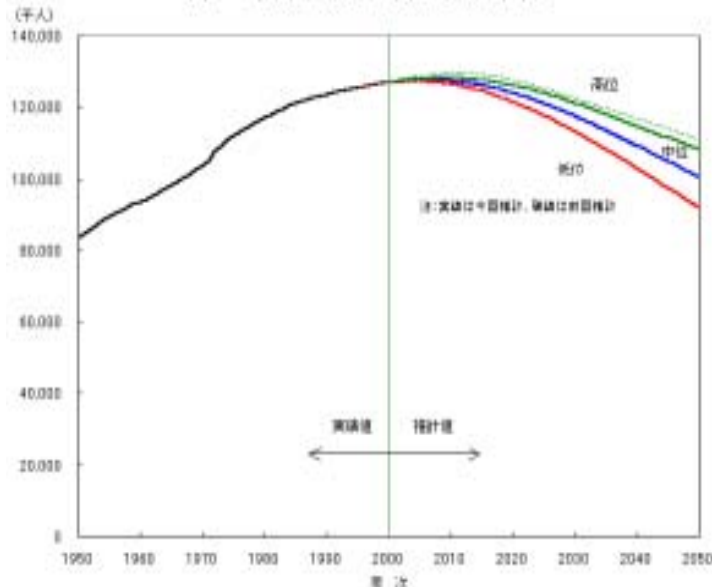
平成17年6月  
国土交通省

# 人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組みについて

## (1)人口減少時代の到来・少子高齢化の進展

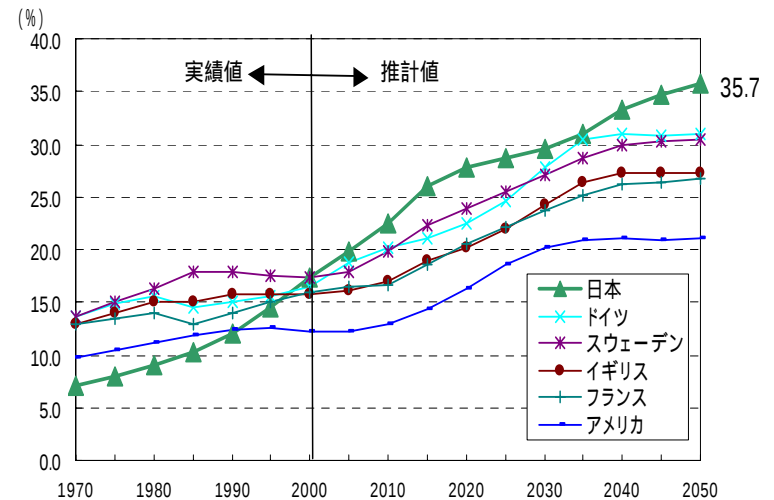
日本の人口は、2006年をピークに減少局面に突入。より一層少子高齢化が進行。

図1 総人口の推移：中位・高位・低位



(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月)

主要先進諸国の65歳以上人口割合の推移



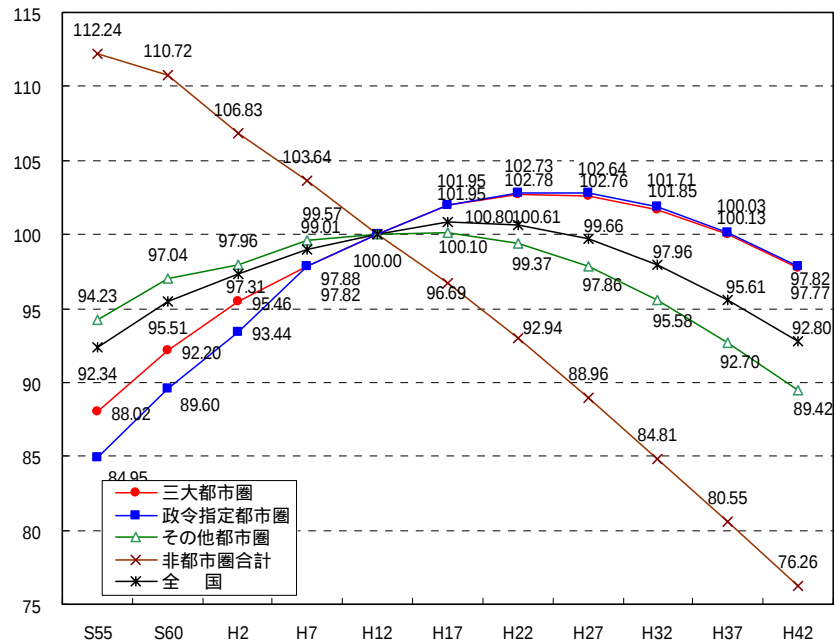
(資料) UN, World Population Prospects : 2000より

日本については、総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成14年1月)

## (2) 都市圏人口の減少

人口規模が小さい都市圏ほど人口減少が早期におこる。

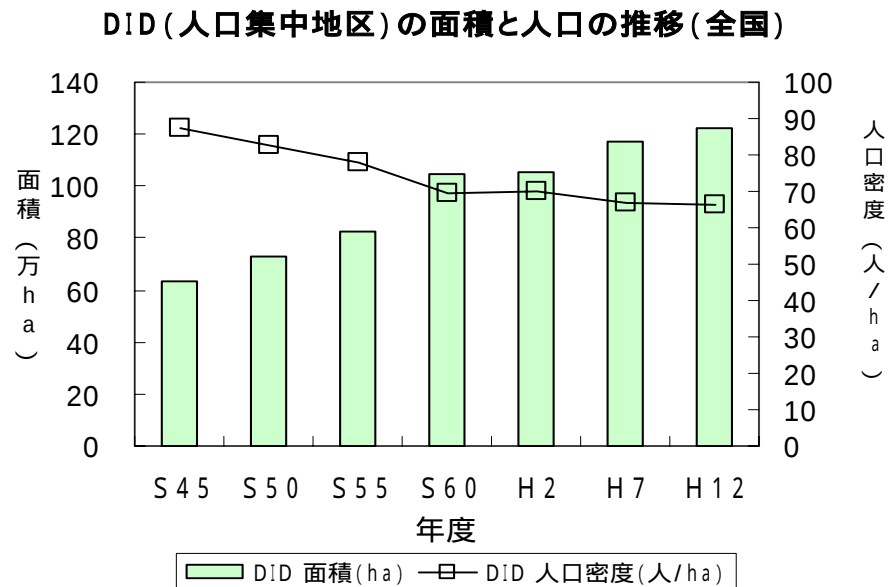
都市圏別の人口推移(平成12年を100とする指数)



(資料) 国勢調査より

### (3) 市街地(DID)の拡大と人口密度の低下

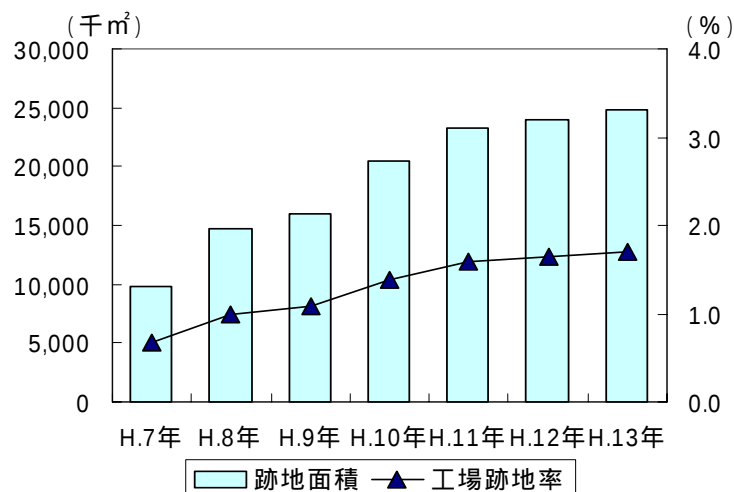
DID(人口集中地区)の面積は約9割増加した一方で、人口密度は昭和45年から平成12年までの30年間に約1/4減少。



## (4) 工場跡地面積の推移と農地総面積等の推移

工場の跡地面積は増加している。また、農地の総面積は一貫して減少し、耕作放棄地率は一貫して増加している。

工場の跡地面積の推移



工場の跡地面積とは工場用地の利用転換などにより1年間に事業所の敷地面積にカウントされなくなった面積。

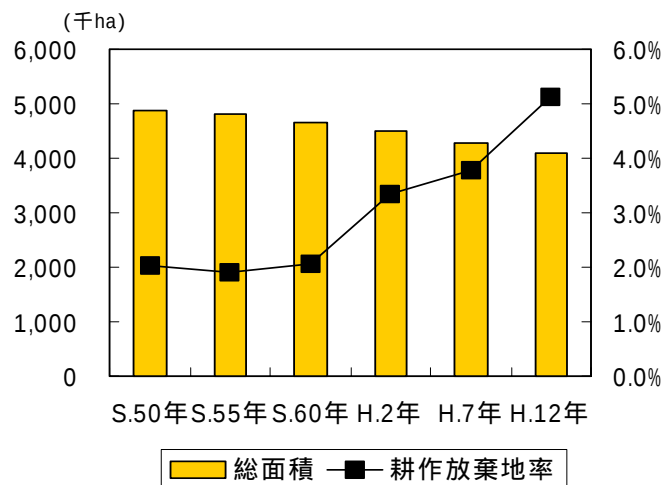
跡地面積とは、立地面積 - 事業所敷地面積増減

工場跡地率とは、跡地面積 ÷ 前年末敷地面積

資料：平成16年版「土地白書」より作成

土地白書による「工場廃棄面積」を「工場跡地面積」としている

農地総面積と耕作放棄地率の推移



耕作放棄とは過去1年間作付けをせず今後作付けをする意志のない土地。

農地総面積とは、耕作放棄地面積 + 経営耕地面積。

耕作放棄地率とは、耕作放棄地面積 ÷ 農地総面積 × 100。

資料：農林水産省「農林業センサス」より作成

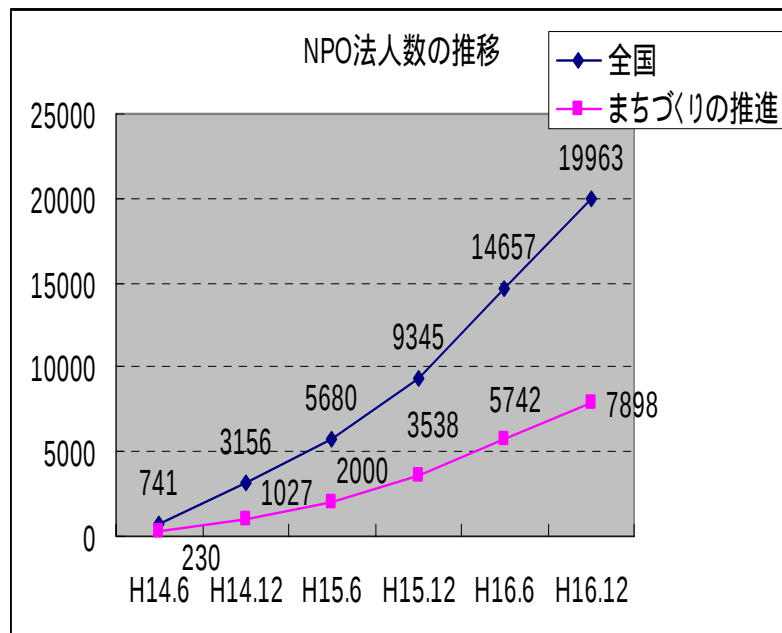
## (5)「都市再生ビジョン」(平成15年12月24日社会資本整備審議会答申)の考え方

駅周辺等の拠点的市街地を核とした生活・活動・交流空間づくり  
超高齢社会の安心・快適な都市生活の基礎となる徒歩生活圏の形成



## (6) まちづくりの推進を図る活動を行うNPO法人の増加

まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的として設立された特定非営利活動法人(NPO法人)の数は、年々増加。



(資料) 内閣府HP資料より作成(平成16年12月31日現在)

## (7) 都市計画に係る地方分権の流れ

### 地方分権関連のための都市計画制度の改正経緯

(地方分権推進委員会第2次勧告(平成9年9月)以降)

| 改正年度                   | 講じた主な措置                                                                                                                                                                                                               |
|------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 平成10年法律改正              | ・ 重要港湾以外の港湾に係る臨港地区の決定権限を市町村へ委譲                                                                                                                                                                                        |
| 平成10年政令改正              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯等及び指定都市の区域を含む都市計画区域以外の用途地域の決定権限を市町村へ委譲</li> <li>・ 10ha未満の公園、緑地等に係る都市計画の決定権限を市町村へ委譲</li> <li>・ 都道府県決定の都市計画について、大臣認可が必要な特定区域の人口要件を10万人から30万人へ変更 等</li> </ul> |
| 平成11年法律改正<br>(地方分権一括法) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画の決定等に関する事務について、原則として自治事務に整理</li> <li>・ 大臣認可を大臣同意と、都道府県知事承認を都道府県知事同意とし、それぞれ協議の観点を明確化</li> <li>・ 指定都市の都市計画決定権限を都道府県並に拡大</li> <li>・ 開発許可等の許可権限を特例市へ委譲 等</li> </ul>          |
| 平成12年法律改正              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 線引きについて都道府県の選択制に移行</li> <li>・ 開発許可の技術基準の地方公共団体の条例による強化・緩和 等</li> </ul>                                                                                                       |
| 平成13年政令改正              | ・ 10ha未満の風致地区の決定権限を市町村へ委譲 等                                                                                                                                                                                           |

## (8) 地方分権推進会議からの意見

### 平成14年10月「事務・事業のあり方に関する意見」

- ・ 都市計画及び農地転用の制度改正の状況の速やかなフォローアップ等の実施【平成16年度以降を目途に実施】

都市計画…の在り方については、地方分権推進委員会の勧告等に基づく制度改正の定着状況等について、地方公共団体からの要望等を踏まえつつ、制度改正から5年以内を目途にフォローアップを行うこととし、その結果に応じて見直しを検討する。その際、関連する制度の在り方等についても、検討するものとする。

- ・ 三大都市圏の既成市街地、近郊整備地帯における都道府県と市町村の都市計画制度に係る役割分担の在り方、権限移譲等の検討【平成16年度以降を目途に実施するフォローアップの結果に応じて検討】

地方分権推進委員会の勧告等に基づく都市計画制度の改正の定着状況についてフォローアップを実施し、その結果に応じて見直しを検討する際、三大都市圏の中核市への権限移譲について、都市機能の集中実態、他の事務の移譲状況、地方自治制度上の位置付け等を踏まえて検討する。

### 平成16年5月「地方公共団体の行財政運営と行政体制の整備について意見」

…まちづくりや土地利用に関する権限は、できるだけ市町村に移譲されるべきである。都市計画法については、都道府県が策定する都市計画マスタープランの決定、告示が平成16年5月までに行われることとされ…ている。

こうした中で、関係省庁においては、地方分権推進委員会の勧告等に基づく制度改正の定着状況等について、地方公共団体からの要望を踏まえつつ、速やかにフォローアップに取りかかるべきである。

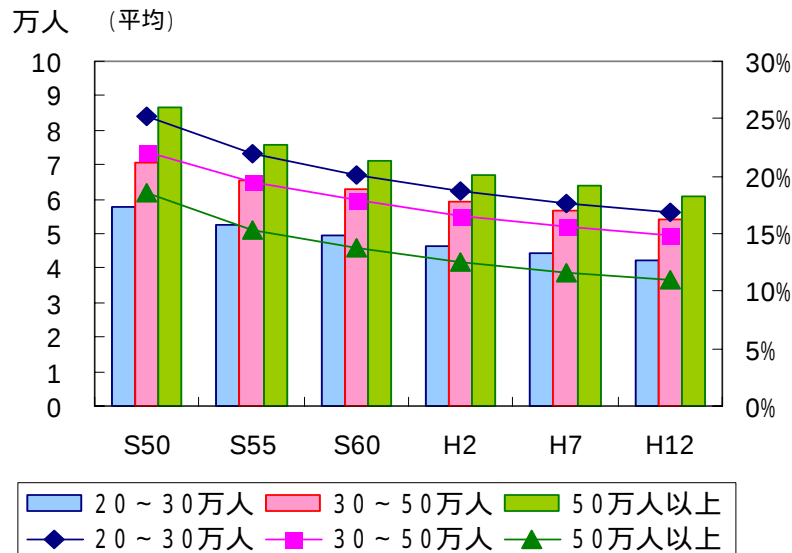
具体的には、都市計画制度に関しては、都市計画マスタープランの決定、告示後、今年度中にフォローアップに着手することとし、…それらの結果に応じて、地方分権推進の観点から、都市計画及び農地転用許可権限の在り方について、関連する制度の在り方等を含めて、見直しを検討すべきである。

# 中心市街地の再生を図るための、広域的な都市機能の規制誘導施策及び中心市街地への都市機能の集積誘導施策について

## (1) 中心市街地における居住人口の減少

都市の人口規模に関わらず、市中心部（3 km四方の範囲）における人口は、実数・シェアともに一貫して減少している。

都市人口規模別の中心部の人口の推移



三大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）以外の地域における人口20万人以上の都市（政令指定都市を除く）を対象として国勢調査を集計。

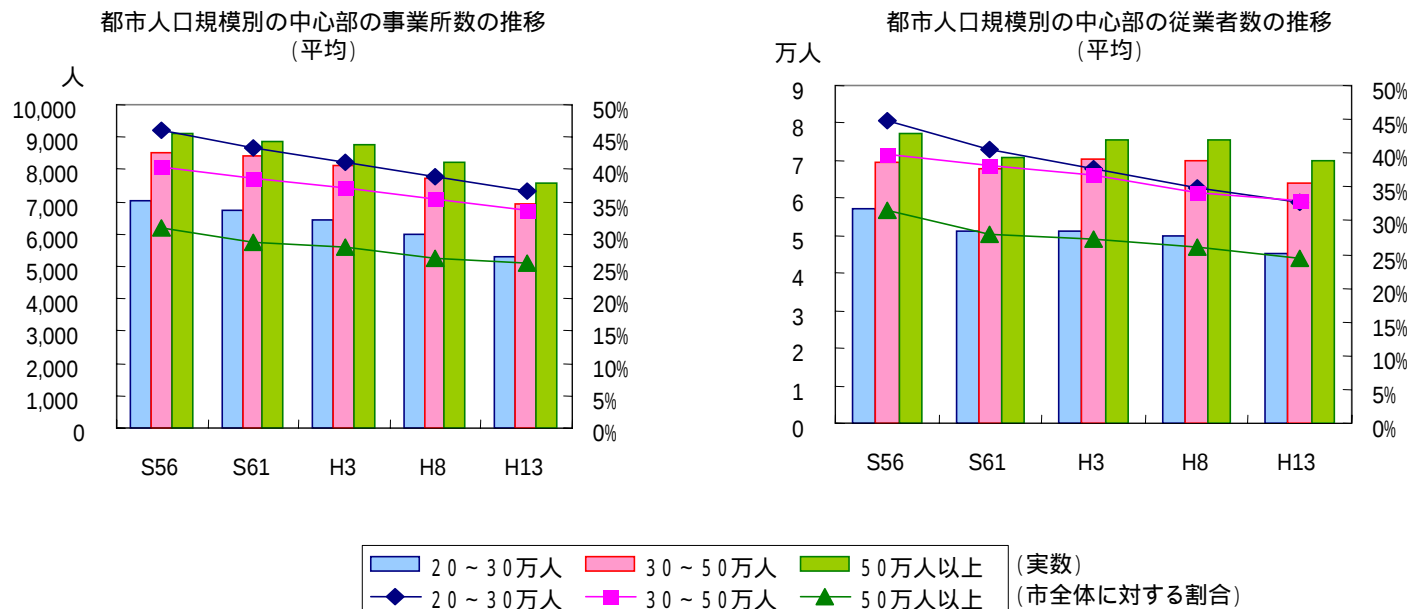
各地で、人口増加圧力に対応するため、郊外宅地開発が進められてきた。

下記は新潟県K市（非線引き都市計画区域）の事例。人口は用途地域内で減少し、用途地域外で増加している。



## (2) 中心市街地における事業所数、従業者数の減少

市中心部（3 km四方の範囲）における事業所数は、都市の人口規模に関わらず、実数・シェアともに一貫して減少している。従業者数については、シェアは一貫して減少、実数は特に小規模都市で減少。

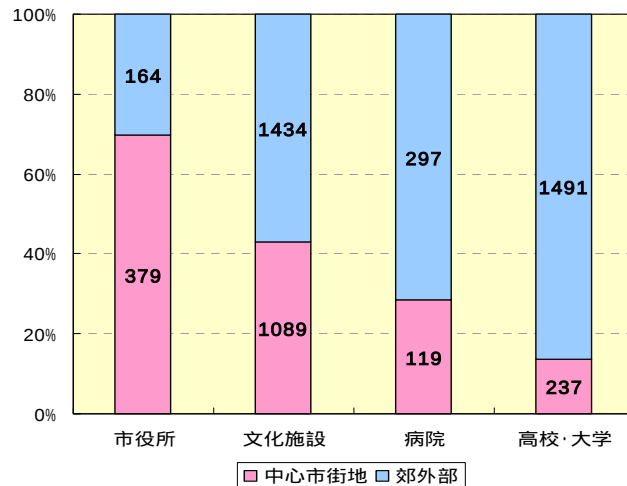


三大都市圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)以外の地域における人口20万人以上の都市(政令指定都市を除く)を対象として事業所・企業統計調査を集計。

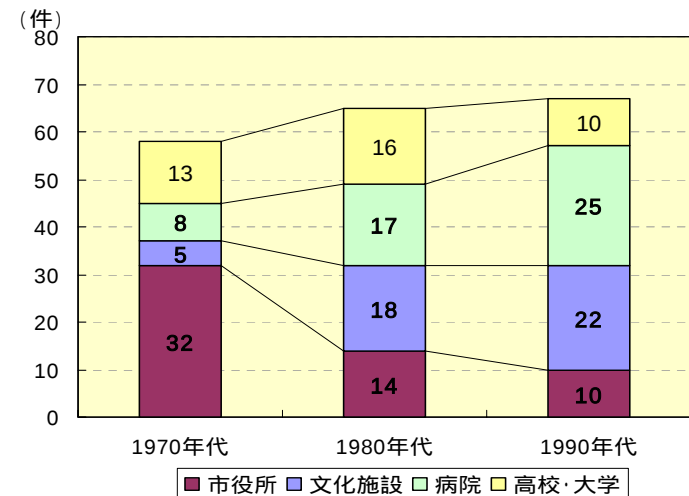
### (3) 中心市街地からの公共公益施設の移転

市役所は比較的中心市街地に立地しているが、文化施設、病院、高校・大学は郊外部での立地が多くなっている。また、市役所は1970年代において、病院、文化施設は1980年代以降にそれぞれ郊外に移転している例が多い。

公共施設の地域別立地状況



公共施設の郊外移転状況



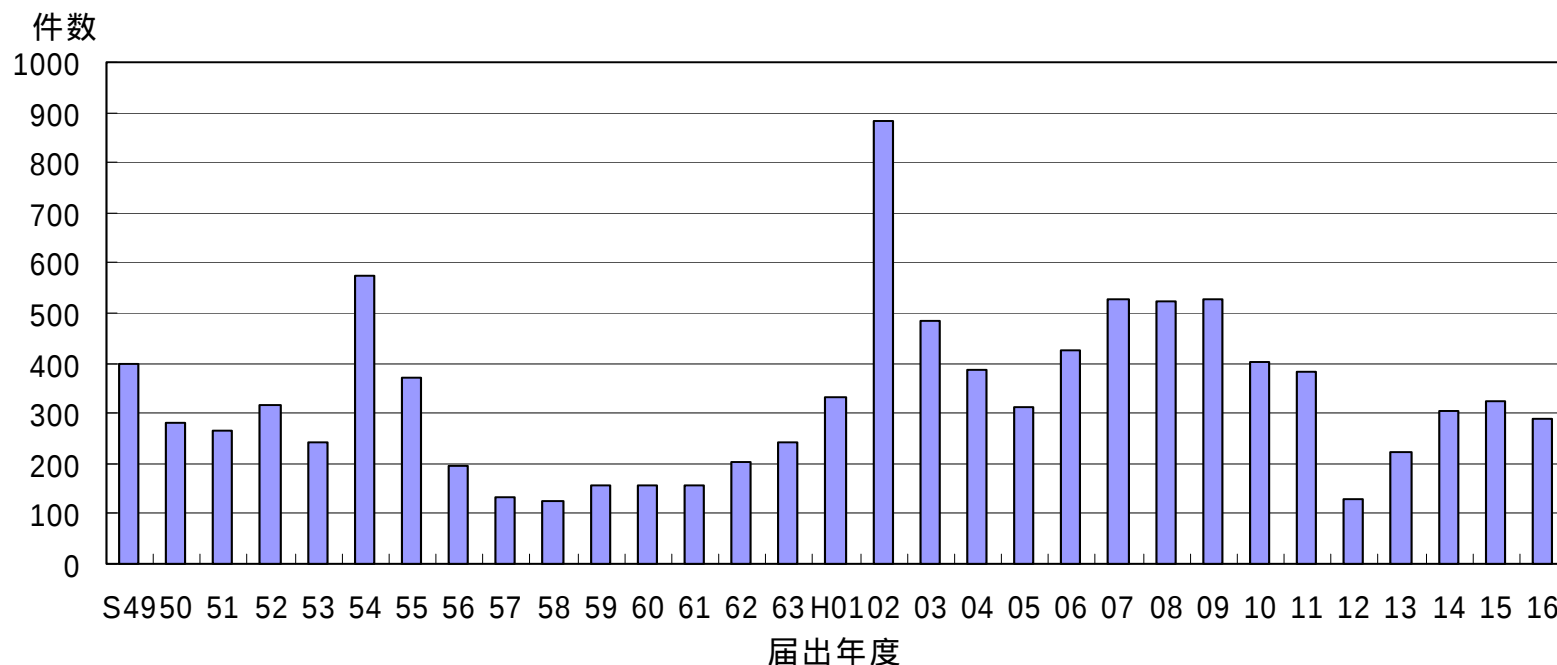
- ・調査対象: 666市(政令市を除く)のうち、回答のあった551市
- ・調査方法: 郵送による配布・回収方式 (中心市街地活性化基本計画策定の有無を問わない)
- ・調査期間: 平成16年1月19日～2月20日

出典: 人口移動等社会経済動向と土地利用に関する調査(平成15年度 国土交通省土地・水資源局)

## (4)大規模小売店舗の立地

(旧)大店法に関する運用の規制緩和(平成2年)以降、大規模小売店舗の出店が顕著。

大規模小売店舗(3,000m<sup>2</sup>以上)の立地動向



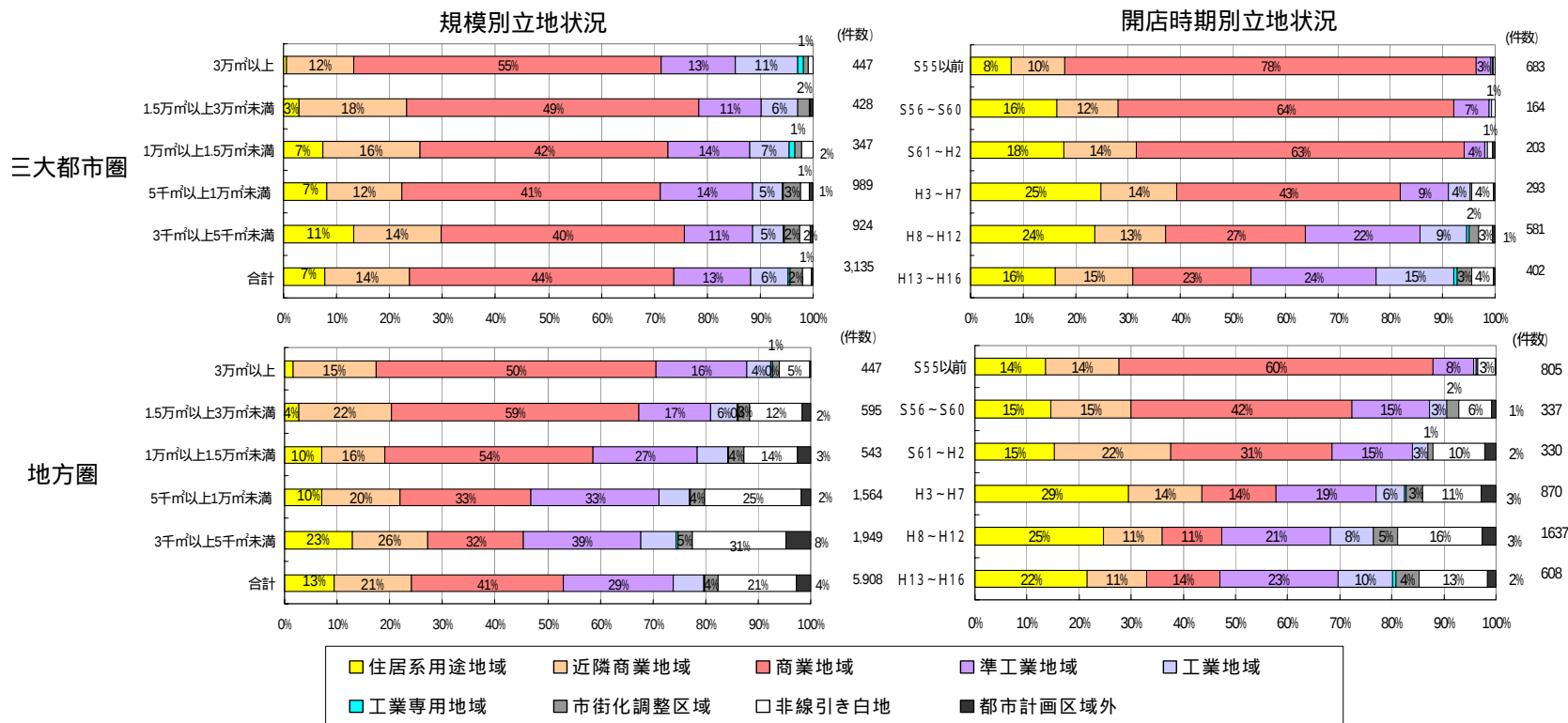
大規模小売店舗立地法第5条1項に基づく店舗新設届出で作成。

ただし、2000年5月以前は大規模小売店舗法第3条第1項に基づく第一種大規模小売店舗の届出件数。

## (5)大規模商業施設の立地状況

延べ床面積3千㎡以上の大規模商業施設は、三大都市圏では約半数が商業地域に立地しているのに対し、地方圏では約1/4。また、近年は、商業地域への立地割合が大きく減少し、三大都市圏では工業系用途地域、地方圏では工業系用途地域のほか非線引き白地への立地割合が増加。

### 大規模商業施設(延べ床面積3千㎡以上)



三大都市圏は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県。地方圏は三大都市圏以外の地域。  
 建築基準法上の延べ面積3,000㎡以上の物品販売業を営む店舗について集計。  
 平成16年末現在。

## (6) 都市郊外部における大規模店舗立地の事例

大規模店舗の多くは、用途地域周辺の用途白地地域に立地。

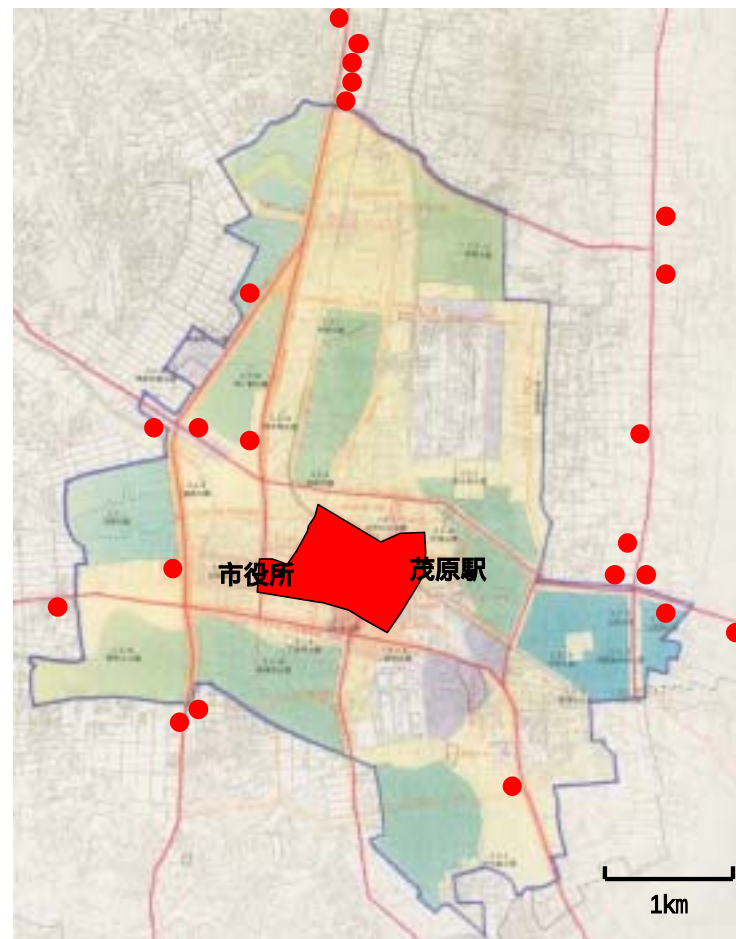
### 【千葉県茂原市】

- 非線引き都市計画区域の中で、用途地域外(白地)の幹線道路沿いに、多くの大規模店舗が立地している。(右図の●は、平成3年以降に立地した1,000㎡以上の店舗。)
- 業種は食品スーパー、日曜雑貨、書籍、各種専門店等多岐にわたっており、市内の小売業店舗面積の7割が、ロードサイド型を中心とする大規模店舗で占められている。

用途地域の面積は約1,500ha。(都市計画区域面積の約15%)

茂原駅前商店街等、中心街の商品販売額、来訪者数は一貫して減少傾向にあり、空き店舗率も20%を超える。(駅前の百貨店は平成12年に撤退。)

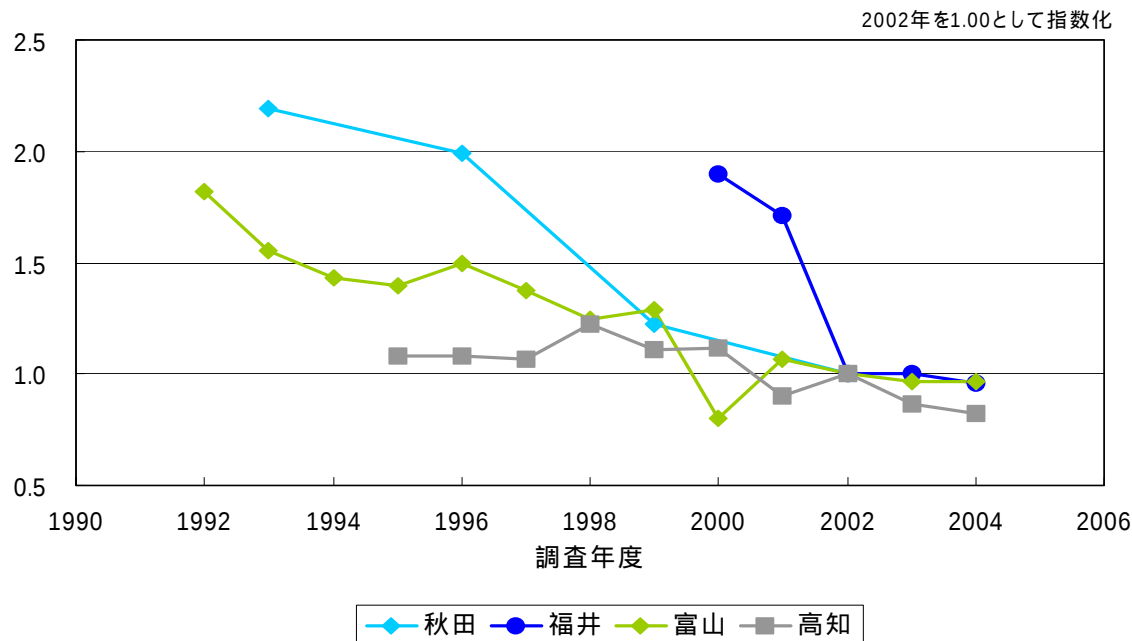
- 市が策定した中心市街地活性化基本計画(平成12年)は、茂原駅周辺の商業地域を中心とした約60haの区域(右図の■)を対象。ビル床(百貨店撤退後)活用事業、区画整理事業等の活性化プロジェクトを位置付けている。



## (7) 中心市街地への来街者の減少

典型的地方都市の中心市街地における歩行者通行量には減少傾向が見られる。

### 典型的地方都市における中心市街地における歩行者通行量の推移



各市の中心市街地の歩行者通行量は以下の通り。

秋田市：駅前広小路商店街(休日)【市内主要商業地通行量調査(秋田市)】

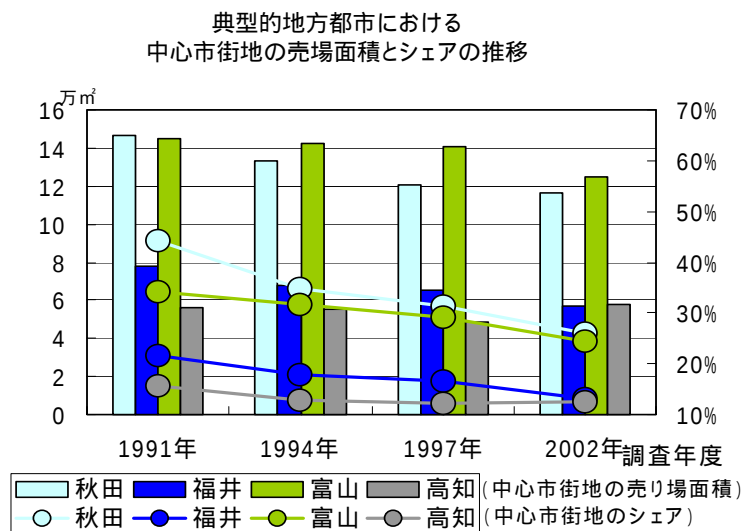
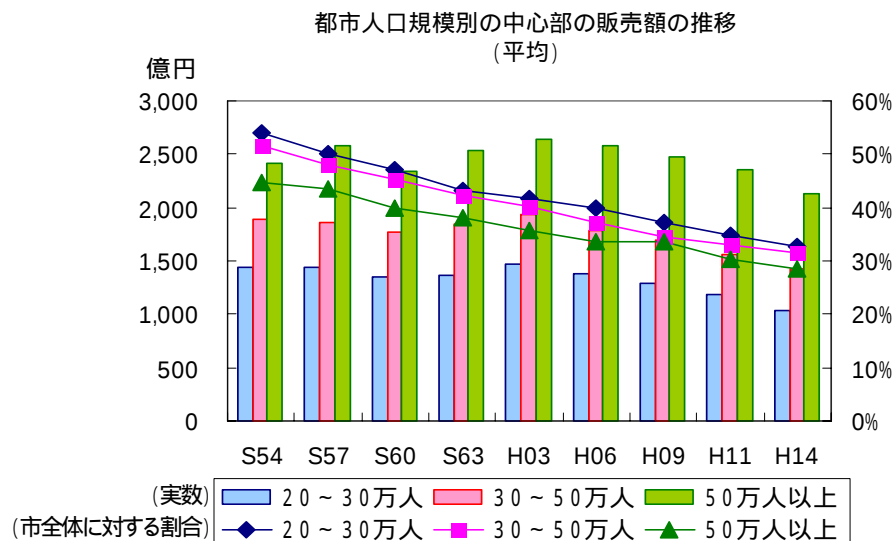
福井市：福井駅前電車通りトール(まるまん前)【駅前歩行者通行量調査(まちづくり福井㈱・福井商工会議所)】

富山市：マリエとやま西側【歩行者通行量調査(富山市・富山商工会議所)】

高知市：中心商店街【商店街歩行者通行量調査(高知県・県商振連)】

## (8) 中心商業地の売上高、売り場面積のシェア低下

都市の人口規模に関わらず、市中心部（3 km四方の範囲）における小売販売額については、市全体に対する中心部のシェアが一貫して低下している。また、典型的な地方都市における売り場面積の中心市街地のシェアは、総じて減少傾向にある。

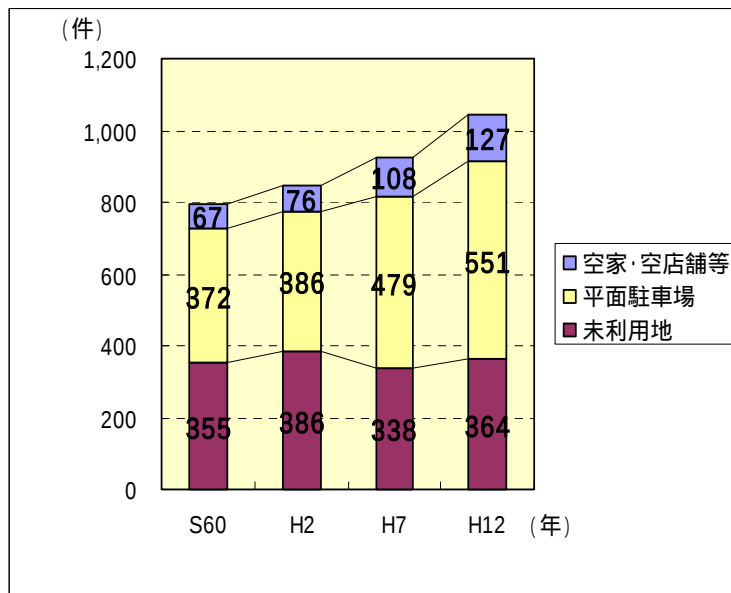


三大都市圏(東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県)以外の地域における人口20万人以上の都市(政令指定都市を除く)を対象として商業統計調査を集計。過年度の販売額データについては、平成14年度の消費者物価指数を100として補正。

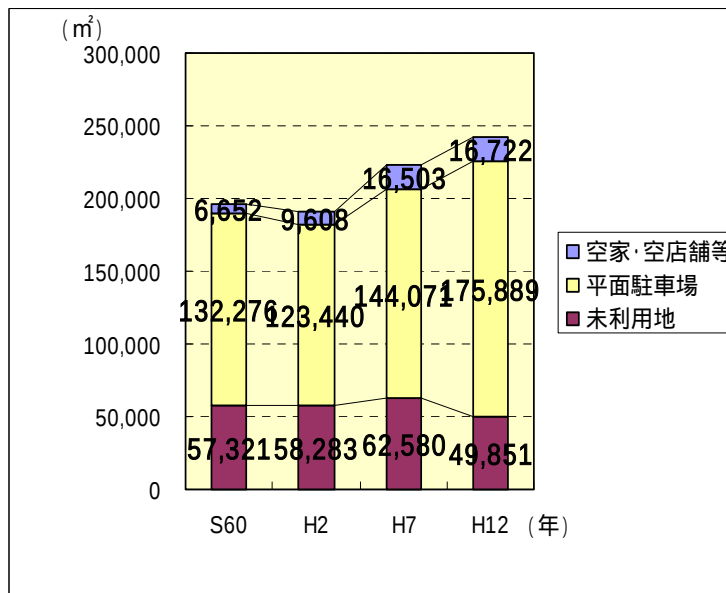
## (9) 中心市街地における空き家・空き店舗等の件数の推移

中心市街地においては、低・未利用地が件数、面積ともに増加している。特に平成2年以降、空き家・空き店舗及び平面駐車場の増加が著しい。

空き家・空き店舗等の件数の推移



空き家・空き店舗等の面積の推移



- ・ 全国から応募のあった20都市から調査目的に適合する7地区(日立市、本庄市、木更津市、甲府市、高山市、犬山市、直方市)を選定し、調査地区自治体ヒアリング等をもとに昭和60年から平成12年までの15年間の低・未利用地の変遷状況を把握。
- ・ 「中心市街地」:各地区における区域を土地・水資源局にて20ha前後に絞り込んだ区域
- ・ 「低・未利用地」:更地、遊休化した工場、駐車場など、有効に利用されていない土地(仮設の展示場や商店街の空き店舗、密集市街地内の空家等を含む)

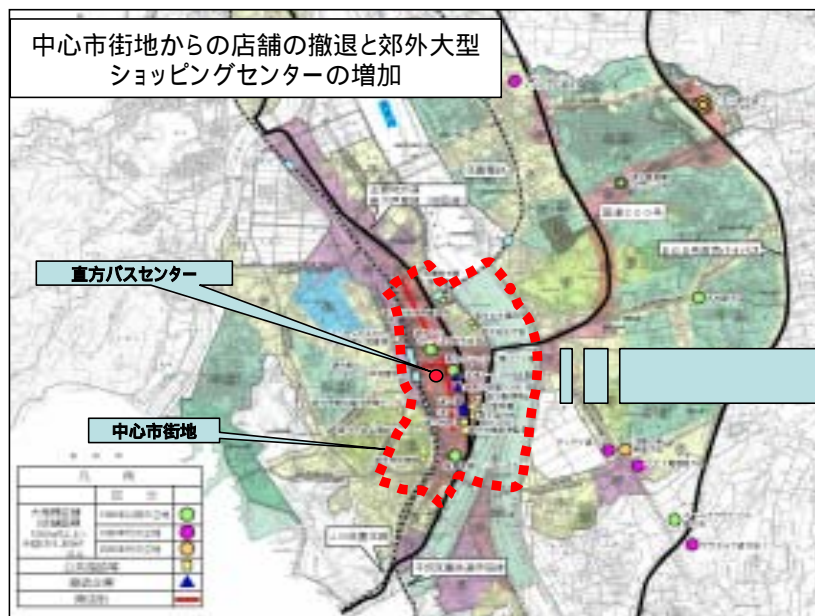
出典:低・未利用地の利用状況の変遷に関する経年的実態調査(平成12年度 国土交通省土地・水資源局)

## (10)交通結節機能の喪失

中心市街地において人口の急激な減少や大規模店舗の閉鎖・企業の撤退が進み、郊外部では大規模店舗の立地が進行していることから、交通結節点の集積機能が喪失されている。

直方市における交通結節点(直方バスセンター)の状況

直方バスセンターの現状



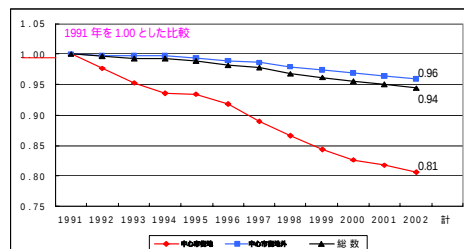
行き先案内板の例



路線が大幅に減少

出典: 福岡県資料より作成

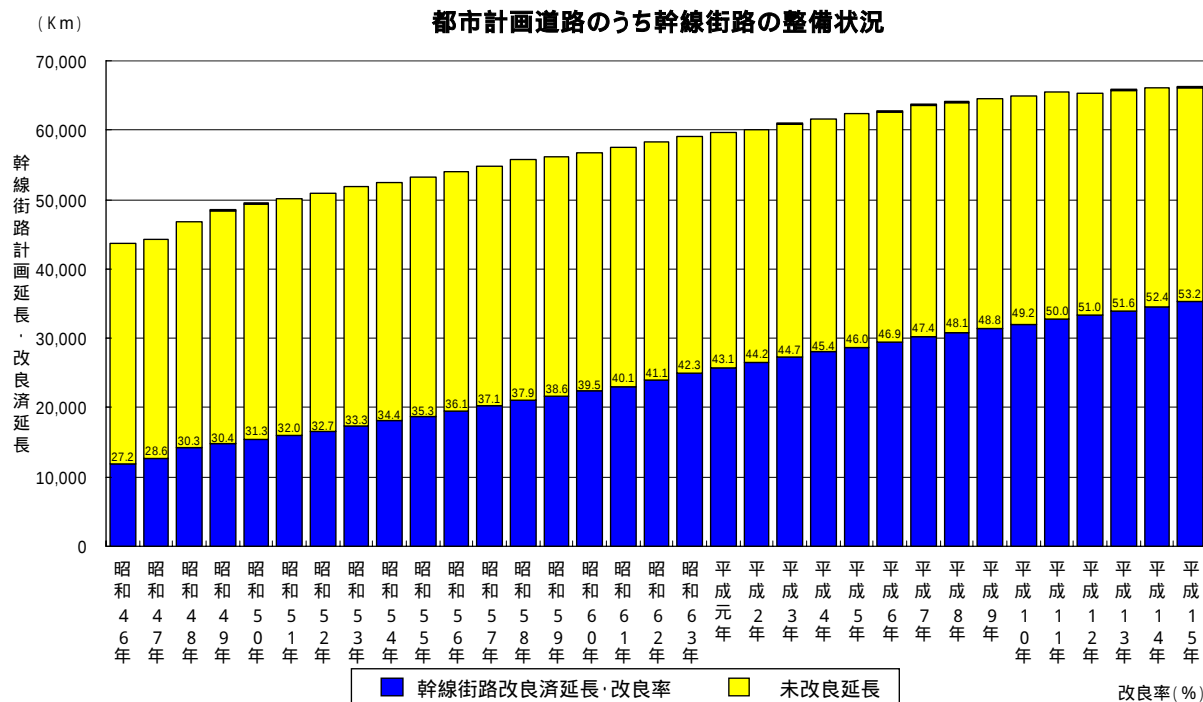
中心市街地人口  
の急激な減少



# 持続可能な都市を構築するための都市・生活インフラの整備の推進方策について

## (1) 都市施設の整備状況 ～ 都市計画街路

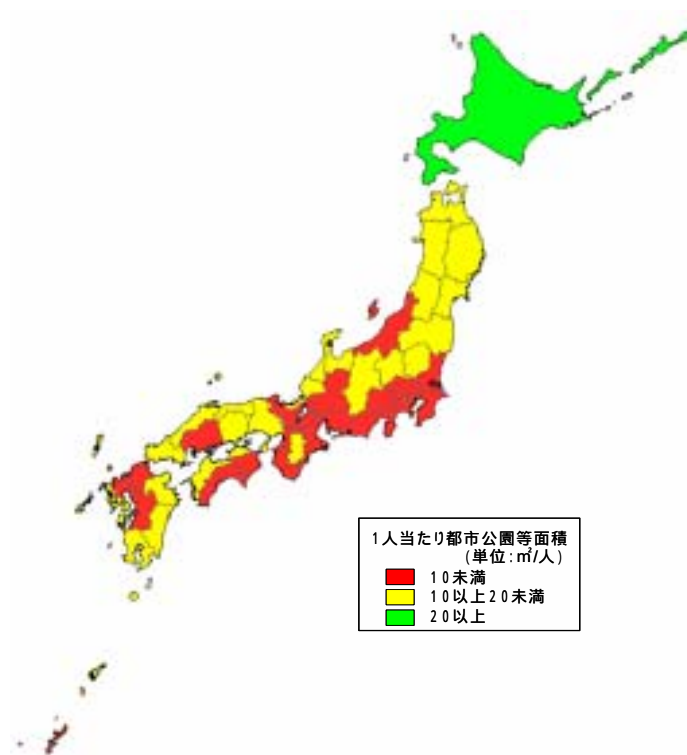
都市計画街路の整備状況は約53%であり、改良率は年平均で約0.7%高まっているに過ぎない。



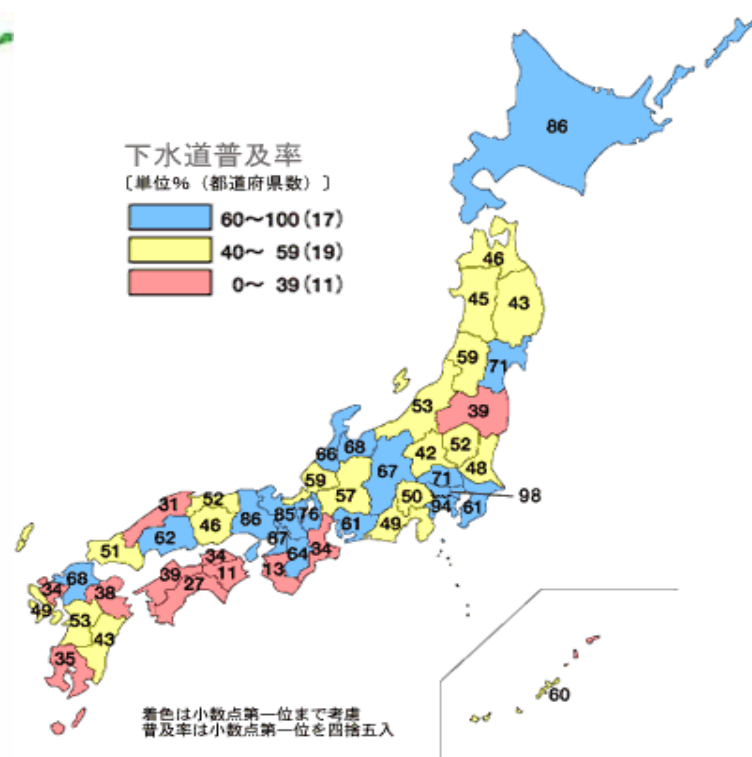
## (2) 都市施設の整備状況 ～ 都市公園、下水道

地域間において、社会資本の整備格差が見られる状況となっている。

【1人当たり都市公園等面積】



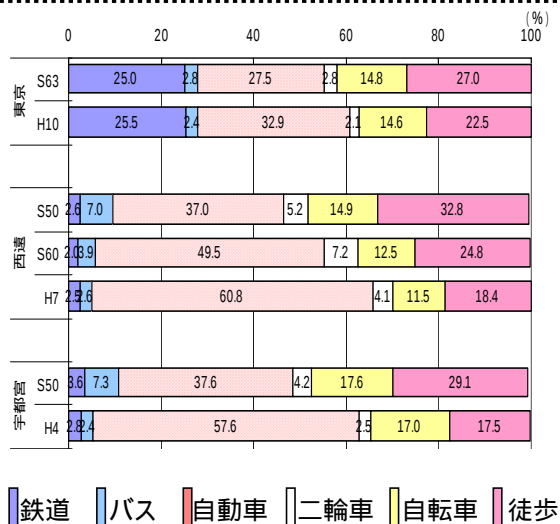
【下水道普及率】



### (3) サステナブルな都市を実現するための都市交通

#### 交通機関分担率の変化

1. いずれの都市においても、自動車の分担率が上昇傾向にある。また東京に比べ、地方都市の方がその傾向が顕著である。
2. いずれの都市においても徒歩の分担率が低下傾向にある。また東京に比べ、地方都市の方がその傾向が顕著である。
3. 地方都市では、公共交通(鉄道+バス)の分担率が低下傾向にある。



#### 中心市街地の活性化と歩行者空間の整備



道路が歩行者に開放され、にぎわいのある中心市街地



歩行者空間が不足し、にぎわいの欠ける中心市街地

#### 交通結節点改善の取り組み

広島市横川駅では、路面電車停留所の移設、駅前における屋根やユニバーサルデザイン通路、多目的トイレ整備等により以下の整備効果があった。

##### 駅前道路の交通渋滞が解消

自動車通過時間が約6分短縮

##### 駅前のにぎわい向上

路面電車利用者が約3千人(約120%)増

JR利用者が約3千人(約13%)増

駅前広場利用者が約1万人(約40%)増

##### 交通機関間の移動が安全、安心、快適に

利用者アンケート結果(以下回答率)

「景観がよく、おしゃれになった」約46%

「乗り継ぎが便利になった」約38%

「雨にぬれず、快適になった」約33%



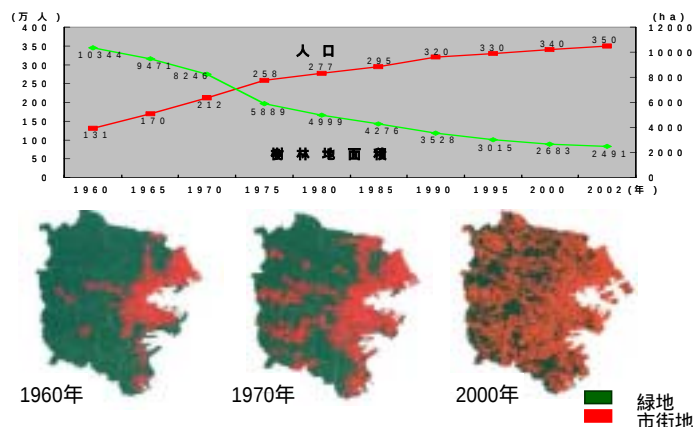
## (4) 我が国の都市が抱える諸課題に対応するための公園緑地の保全・創出

- ・都市の緑は大幅に減少しており、公園緑地の保全・創出が必要
- ・美しい国づくりや観光立国の推進のため公園緑地の確保が重要

・地球温暖化、ヒートアイランド対策等の都市環境への対応のための公園緑地の確保が必要

横浜市ではこの40年間、人口は3倍に増加、樹林地は1/4に減少  
(横浜市緑の基本計画)

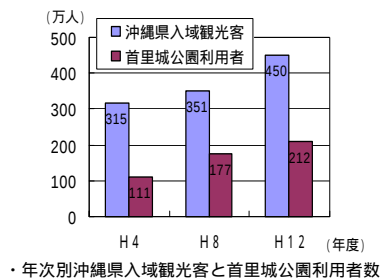
我が国の緑地水準は、外国の都市と比較した場合、依然として低い水準



観光拠点となる都市公園の整備は観光立国の推進のために重要



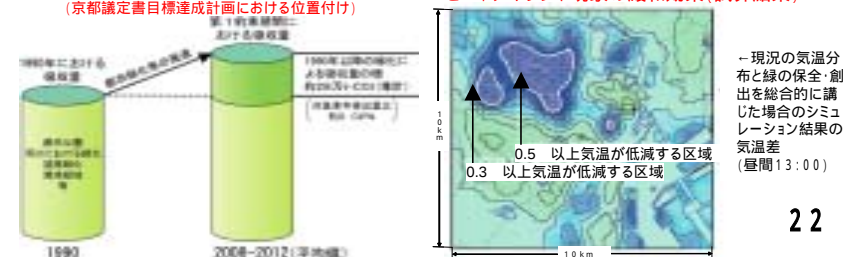
・国営沖縄記念公園首里城地区



都市の緑の保全・創出による地球温暖化対策、ヒートアイランド現象緩和

地球温暖化に対する都市緑化の寄与  
(京都議定書目標達成計画における位置付け)

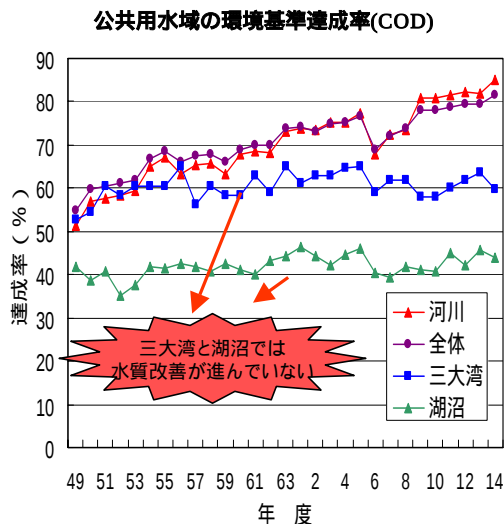
ヒートアイランド現象の緩和効果(試算結果)



## (5) 下水道による持続可能な都市の構築

下水道の普及拡大に加え、高度処理、合流式下水道の改善や水辺整備等の推進による**水環境の改善**や施設の**老朽化対策**が課題

- ・進まない**閉鎖性水域(湾・湖沼等)の水質改善のために、高度処理**の推進が必要
- ・早くから下水道を整備している大都市等において**公衆衛生、水質保全**のための緊急的な**合流式下水道の改善**が必要



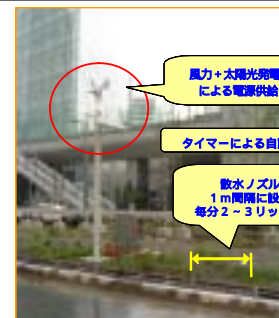
合流式下水道における雨天時の未処理下水の流出状況



- ・地球環境保全や資源・エネルギーの枯渇など**21世紀社会が直面する課題**に対応する必要
- ・求められる都市の**良好な水・緑空間の創出**



せせらぎ用水としての高度処理水利用  
(東大阪市)



ヒートアイランド対策  
(汐留地区の下水処理水散水の様子)

- ・持続可能な都市の構築のために、下水道施設の**計画的な改築・更新**が必要。



割れ目から  
土砂が引き込まれ  
舗装下に空洞



## **(6) 社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会 基本問題小委員会における検討**

社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会第1回基本問題小委員会資料(平成17年6月13日開催)

# (6)社会資本整備審議会・交通政策審議会計画部会 基本問題小委員会における検討

## 各事業が横断的に対応すべき重点課題

### 1. 人口減少社会・少子高齢社会への対応

#### (現状と課題)

- 多くの地域で人口減少・少子高齢化が深刻化 対応する社会資本整備が必要
- 地方においては、居住人口の減少や商店街の衰退を背景に中心市街地では空洞化が進行
- 中山間地域では集落維持が困難となっており、住民サービスの低下や国土管理上の問題
- 厳しい財政状況を踏まえ、市町村合併など、地方分権の受け皿となる地域の再編は必至 また拠点性のある都市を中心に生活圏域が形成
- 環境保全や高齢者の生活の改善、行政コストの軽減や、国土管理の観点などから、都市への諸機能の集約化が必要

#### (今後考えられる方向性)

- まちなか居住や中心市街地の活性化などにより、都市再生を推進するとともに、公共空間のバリアフリー化等を推進
- 都市内や地域間の円滑な移動のための道路ネットワークなどの整備
- 市町村合併も踏まえ、地域の自立に向けた戦略に基づく、まちづくりや地域再生を支援
- 人口減少地域における防災・国土管理も課題

### 2. 国際競争力の強化、生産性向上への対応

#### (現状と課題)

- 世界的に地域経済統合、二国間自由貿易協定締結が急速に活発化
- 中国・ASEAN等が生産拠点・大消費地として急成長
- 我が国と東アジアとの相互依存関係が急速に進展 アジア地域が一体的な経済・交流圏に成長
- 我が国の企業の海外進出に伴い 国際物流においては在庫削減の徹底やきめ細やかな輸配送の要請の高まり
- 観光立国の取り組み、ビジネスのグローバル化により、国際的な交流も活発化
- 国際競争力ランキング(IMD)においても、我が国の国際競争力は低下。

2004年度ランキングでは23位、社会資本については、航空サービス(22位)、物流インフラ(22位)、港湾等の海上交通(25位)、都市化(26位)と低い評価

#### (今後考えられる方向性)

- 東アジア地域との水平分業を支える連続的な最適物流(サプライ・チェーン・マネジメント)の形成等、国際物流機能の強化
- 観光、ビジネスなどの人々の交流促進に向けた、国際交流機能の強化
- 国内幹線交通、都市交通の機能強化
- ブロック中心都市等における、安全で就業・研究開発・教育等の環境が優れた魅力ある都市づくり・都市再生

### 3. 安全社会の確立に向けた対応

#### (現状と課題)

- 厳しい地形・地質条件や自然条件により、災害に対し脆弱な国土
- 気候変動の増大により、台風や集中豪雨による災害が頻発。
- 近年は、防災施設の能力を超過する災害も多く発生。
- 太平洋沿岸において、30年以内に大規模地震が発生し、揺れや津波による甚大な被害の恐れ
- 首都直下地震が発生すると、最大死者13,000人、経済被害112兆円(国家予算の1.4倍)と想定、経済・社会機能に壊滅的な被害を与える恐れ。
- 公共交通機関を中心に、重大事故やトラブルの続発、テロの危険性の増加により、輸送に対する信頼性の低下が顕著

#### (今後考えられる方向性)

- 守るべき対象を明確にし、優先的な施設整備などにより、安全性を早期に発現
- 地震による人的被害、経済中枢機能への障害を軽減するため、被害想定等に基づき、被害軽減対策を推進
- 洪水・土砂災害・津波等に対応するハザードマップの整備などと組み合わせ、避難対策を含めた総合的な減災対策を推進
- ヒューマンエラーへの対応などソフト・ハードの連携した交通安全対策や、セキュリティ対策を推進

### 4. 地球温暖化等環境課題への対応

#### (現状と課題)

- 地球温暖化やヒートアイランド現象、生物多様性の減少など国内外の様々な環境問題が顕在化
- 気候変動や生態系への影響、産業や社会経済に与える影響など地球温暖化が我が国に与える影響は多岐
- 京都議定書目標達成計画に基づき、国土交通省の実施する地球温暖化対策は多岐にわたり、この着実な実施が不可欠
- 平成16年6月に国土交通省環境行動計画を策定。環境の保全・再生・創造を本来的使命とし、施策を推進

#### (今後考えられる方向性)

- 社会資本整備としても、温暖化が我が国に与える影響を緩和し、抑制するために更なる適応策が必要
- 京都議定書目標達成計画の履行に向けて更なる評価、見直し
- 環境行動計画に掲げた地球温暖化問題への対応、循環型社会の形成、健全な自然環境の確保・水循環系の構築、良好な生活環境の形成等新たな施策のさらなる展開

# 安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策について

## (1) 平成16年度の一連の災害による被害状況等

(消防庁調べ 17年3月25日現在)

| 区 分                                     | 人的被害(人) |       |                  |                 | 住家被害(棟) |        |         |                  |         |                                                  | 主な事象                                                | 備 考 |
|-----------------------------------------|---------|-------|------------------|-----------------|---------|--------|---------|------------------|---------|--------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|-----|
|                                         | 死者      | 行方不明者 | 負傷者<br>(重傷) (軽傷) |                 | 全壊      | 半壊     | 一部破損    | 浸 水<br>(床上) (床下) |         |                                                  |                                                     |     |
| 平成16年7月<br>新潟・福島豪雨<br>(7月12日～13日)       | 16      | 0     | 3                | 1               | 70      | 5,354  | 94      | 2,149            | 6,208   | 信濃川水系の五十嵐川、刈谷田川等で堤防の破堤・溢水                        | ・災害救助法適用<br>・被災者生活再建支援法適用<br>・激甚災害指定                |     |
| 平成16年7月<br>福井豪雨<br>(7月17日～18日)          | 4       | 1     | 4                | 15              | 66      | 135    | 229     | 4,052            | 9,675   | 九頭竜川水系の足羽川、日野川等で堤防の破堤・溢水                         | ・災害救助法適用<br>・被災者生活再建支援法適用<br>・激甚災害指定                |     |
| 台風第10号・第11号<br>及び関連する大雨<br>(7月29日～8月6日) | 3       | 0     | 3                | 16              | 11      | 22     | 61      | 274              | 2,579   | 四国・中国地方を中心に各地で土砂災害や浸水による被害が発生                    | ・災害救助法適用<br>・激甚災害指定(農地等)                            |     |
| 台風第15号と<br>前線に伴う大雨<br>(8月17日～20日)       | 10      | 0     | 6                | 22              | 16      | 88     | 663     | 400              | 2,326   | 四国地方を中心に各地で土砂災害や浸水による被害が発生                       | ・災害救助法適用<br>・被災者生活再建支援法適用                           |     |
| 台風第16号<br>(8月27日～31日)                   | 14      | 3     | 45               | 243             | 35      | 133    | 8,909   | 14,565           | 32,266  | 中国、四国地方等の各地で高潮が発生                                | ・災害救助法適用<br>・被災者生活再建支援法適用<br>・激甚災害指定                |     |
| 台風第18号<br>(9月4日～8日)                     | 41      | 4     | 215              | 1,150           | 132     | 1,396  | 65,065  | 1,570            | 6,626   | 暴風・高波等により多くの人的被害が発生、船舶乗揚げ等の事故多発                  | ・災害救助法適用<br>・被災者生活再建支援法適用<br>・激甚災害指定(農地等)           |     |
| 台風第21号<br>(9月26日～30日)                   | 26      | 1     | 28               | 70              | 92      | 783    | 2,007   | 5,193            | 14,412  | 土砂災害や河川の増水によって、多くの人的被害が発生                        | ・災害救助法適用<br>・被災者生活再建支援法適用<br>・激甚災害指定(農地等)           |     |
| 台風第22号<br>(10月8日～10日)                   | 7       | 2     | 15               | 151             | 135     | 287    | 4,509   | 1,561            | 5,485   | 暴風により多くの住家被害が発生                                  | ・災害救助法適用<br>・被災者生活再建支援法適用                           |     |
| 台風第23号<br>(10月18日～21日)                  | 95      | 3     | 121              | 431             | 893     | 7,762  | 10,834  | 14,289           | 41,120  | 河川の増水や土砂災害、波浪等によって、極めて多くの人的被害が発生                 | ・非常災害対策本部設置<br>・災害救助法適用<br>・被災者生活再建支援法適用<br>・激甚災害指定 |     |
| 平成16年(2004年)<br>新潟県中越地震<br>(10月23日)     | 46      | 0     | 627              | 4,174           | 2,827   | 12,746 | 101,509 | -                | -       | 最大震度7、家屋倒壊等により多くの人的被害が発生、住宅、ライフライン、交通機関等に多大な被害発生 | ・非常災害対策本部設置<br>・災害救助法適用<br>・被災者生活再建支援法適用<br>・激甚災害指定 |     |
| 大雪<br>(12月～3月)                          | 86      | 0     | 299              | 459             | 55      | 5      | 94      | 14               | 24      | 東北北部や北陸の山間部などにおいて大雪                              |                                                     |     |
| 福岡県西方沖を震源とする地震<br>(3月20日)               | 1       | 0     | 767              |                 | 34      | 58     | 2,855   | -                | -       | 最大震度6弱、玄界島等で家屋の倒壊、福岡市内でビル窓ガラス落下                  | ・災害救助法適用                                            |     |
| 合 計                                     | 349     | 14    | 8,865            |                 | 4,366   | 28,769 | 196,829 | 44,067           | 120,721 |                                                  |                                                     |     |
|                                         |         |       | (うち重傷)<br>1,366  | (うち軽傷)<br>6,732 |         |        |         |                  |         |                                                  |                                                     |     |

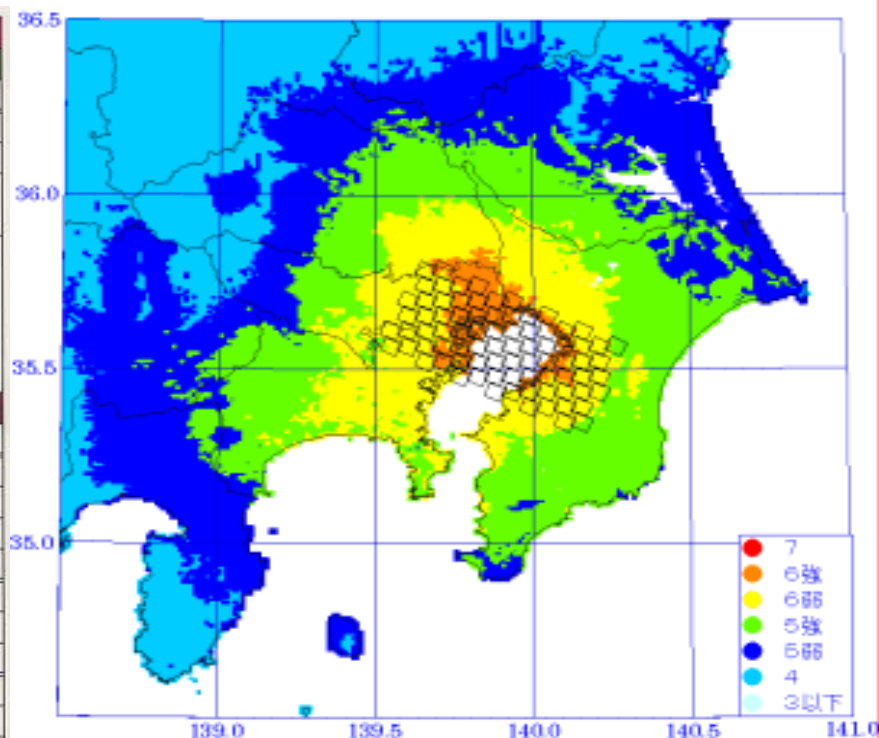
## (2) 首都直下地震による被害想定

### 被害想定

|                       |       | 東京湾北部地震  | 都心西部直下地震 | 阪神・淡路大震災 |
|-----------------------|-------|----------|----------|----------|
| 死者数(阪神・淡路大震災は消防庁資料)   |       |          |          |          |
| 死者数合計                 |       | 11,000人  | 13,000人  | 6,433人   |
| 建物倒壊等                 |       | 11,000人  | 12,000人  | 6,433人   |
| 揺れ                    |       | 3,100人   | 3,300人   | 約8割      |
|                       | 火災    | 2,400人   | 3,600人   | 約1割      |
|                       | 風速3m  |          |          |          |
|                       | 風速15m | 6,200人   | 8,000人   |          |
| がけ崩れ                  |       | 900人     | 600人     |          |
| ブロック塀等                |       | 800人     | 600人     |          |
| 交通施設被災                |       | 300人     | 400人     |          |
| 鉄道                    |       | 300人     | 400人     |          |
| 道路                    |       | 30人      | 20人      |          |
| 経済被害額(阪神・淡路大震災は兵庫県資料) |       |          |          |          |
| 経済損失額合計               |       | 82～112兆円 | 76～104兆円 | 10兆円     |
| 交通施設被害                |       | 3.1兆円    | 1.2兆円    | 2.0兆円    |
| 鉄道                    |       | 0.2兆円    | 0.2兆円    | 0.3兆円    |
| 道路                    |       | 0.2兆円    | 0.2兆円    | 0.7兆円    |
| 港湾                    |       | 2.7兆円    | 0.8兆円    | 1.0兆円    |
| その他関連施設               |       | 29～51兆円  | 27～49兆円  | 5.9兆円    |
| 住宅                    |       | 29～51兆円  | 27～49兆円  | 5.8兆円    |
| 下水道                   |       | 0.3兆円    | 0.02兆円   | 0.07兆円   |
| 間接被害                  |       | 6.2兆円    | 2.4兆円    | —        |
| 道路・鉄道                 |       | 1.5兆円    | 1.5兆円    | —        |
| 港湾                    |       | 4.7兆円    | 0.9兆円    | —        |
| 国交省関連以外               |       | 44～52兆円  | 45～51兆円  | 2.1兆円    |

・都心西部直下地震の場合、死者数が最大となり、約**13,000人**。うち火災による死者約**8,000人**。

### 東京湾北部地震(M7.3)の震度分布



- ・内閣府による首都直下地震被害想定（平成17年2月）。
- ・東京湾北部地震は経済被害額が最大(約**112兆円**)。
- ・震度6弱以上の区域が都県を越えて広域に拡大。

### (3) 密集市街地の現状と公共施設の整備状況

#### 密集市街地の現状

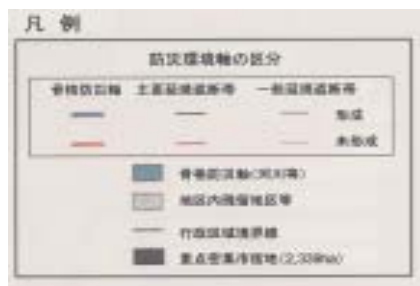
(平成15年7月時点)

地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地

- ・ 全国で約 25,000ha  
うち、東京、大阪で各約 6,000ha存在

地震時等において大規模な火災の可能性がある、重点的に改善すべき密集市街地 (**重点密集市街地**)

- ・ 全国で約 8,000ha (400地区)  
うち、東京、大阪で各約 2,000ha存在



#### 密集市街地の特性

- ・ 木造老朽建築物が密集。
- ・ 道路、公園等の公共施設が不十分。
- ・ 建築規制に不適合な建築物が多く存在。
- ・ 敷地規模が狭小で権利関係者が多いことから、合意形成が困難。
- ・ 借地・借家が多いことにより土地・建物に関する権利関係が複雑。
- ・ 協議・調整に多大な時間を要する。

#### 東京都の重点密集市街地と防災環境軸



## (4) 公園・下水道の地震対策

大震災時の国民の生命・財産を守る**防災公園の整備**や**下水道施設の耐震化**は緊急の課題

都市の防災機能の向上により、安全で安心できる都市づくりを図るため、**地震災害時に避難地・防災拠点となる防災公園の整備**を重点的に推進

○わが国は、国土面積では世界のわずか**0.25%**ながら、マグニチュード6.0以上の大地震の発生状況をみると**約23%**を占める世界でも有数の地震発生国。

○中央防災会議等で東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震の発生による甚大な被害が予想されており、計画的かつ着実に防災対策を進めることが必要。

**地震災害時における都市公園の役割**

**避難地・避難路**

避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護

**防災拠点等**

- ・復旧・復興の拠点
- ・救援救護活動の拠点
- ・仮設住宅用地 等

**延焼防止機能**

新潟県中越地震における都市公園の活用状況



新潟県内の大規模公園は  
・自衛隊の復旧・復興支援の拠点  
・ボランティアによる炊き出し等の活動拠点  
等として機能



被災の程度の大い小千谷市では、白山運動公園が、全国から集まった消防部隊の活動拠点として機能

大規模地震時には水質汚染、浸水被害等により**多数の人命に影響**の恐れがあり、早急な**下水道地震対策**が必要

- ・ハードとソフトを適切に組み合わせた行動計画の策定や減災対策の促進
- ・重点地域、重要施設での緊急的な耐震対策の促進
- ・処理場間のネットワーク化及び処理場の防災拠点化
- ・全国的支援体制の強化

下水道地震対策技術検討委員会(平成17年7月頃提言予定)



新潟県中越地震の被害



マンホールに直接接続する  
仮設トイレ

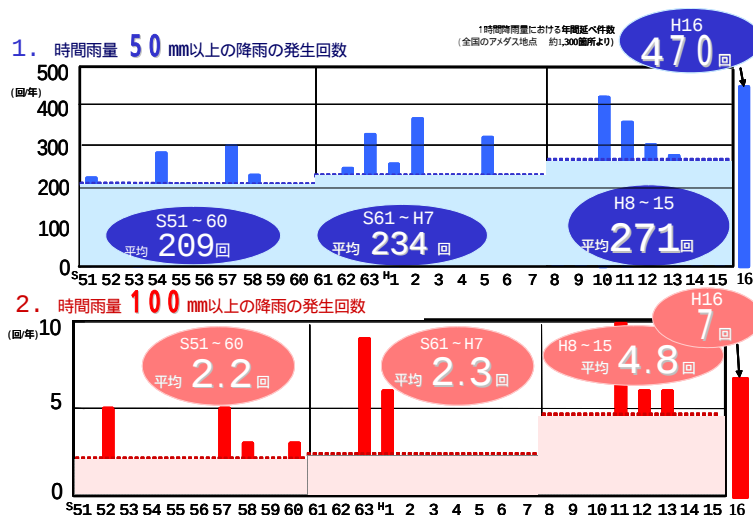
## (5) 雨に強いまちづくり

- ・集中豪雨の頻発、都市構造の変化(地下空間の利用等)により、高まる浸水リスク
- ・下水道による**浸水対策**は、まだ対象区域の**5割程度**

- ・浸水対策の目標設定を「降雨(外力)」主体から「人(受け手)」主体に変換
- ・ハードの着実な推進とソフトの強化、住民等の自助の促進による総合的な対策を推進
- ・地下街や交通拠点等を重点地区とし、期限を定めて緊急に対策を推進(選択と集中)
- ・貯留・浸透や管きよのネットワーク化等による効率的な施設整備、ハザードマップの公表等による住民への情報提供

下水道政策研究委員会浸水対策小委員会(平成17年7月頃提言予定)

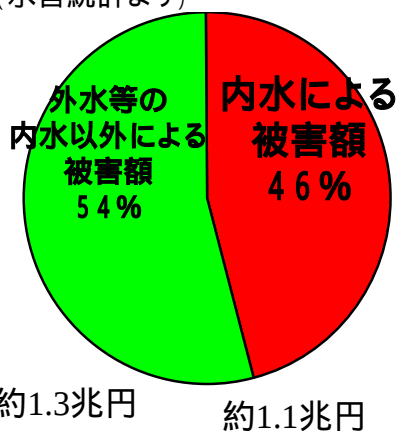
### 近年、集中豪雨は増加傾向



### 内水対策は下水道の役割

平成5～14年の  
10年間の合計  
(水害統計より)

< 全国 >



### 地下空間の浸水は人命に影響

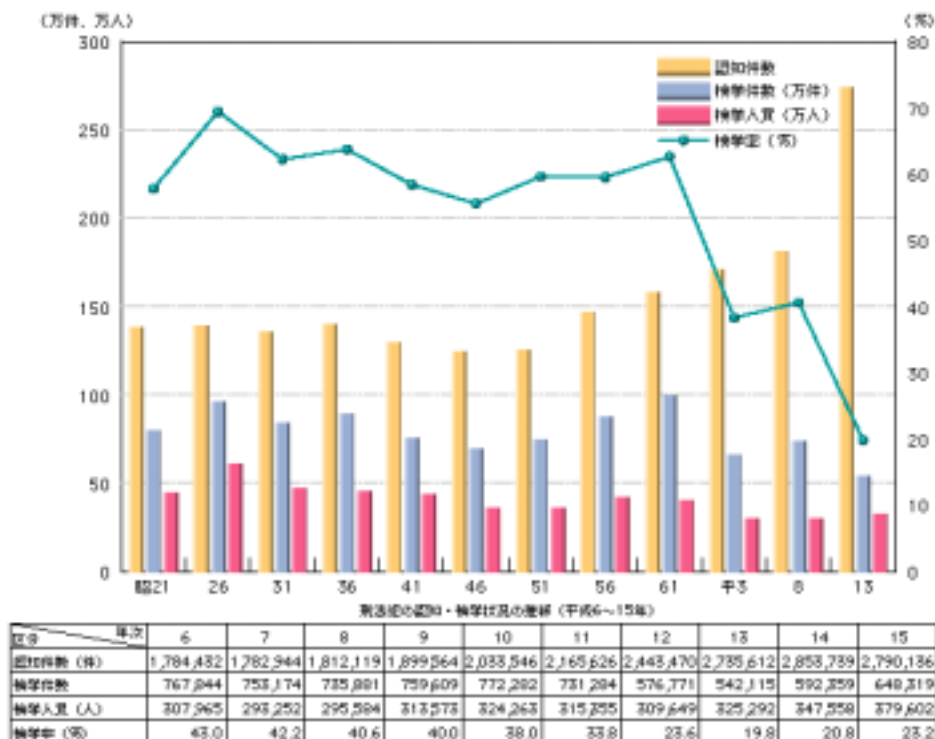


(H15年 福岡市)

## ( 6 ) 刑法犯の認知・検挙状況の推移

刑法犯の認知件数が、昭和期の約 2 倍に増加している一方で、検挙率は低下傾向にある。

刑法犯の認知・検挙状況の推移



出典: 警察白書 (平成16年)

# 歴史的な風土を活用したまちづくり、地域づくりのあり方について

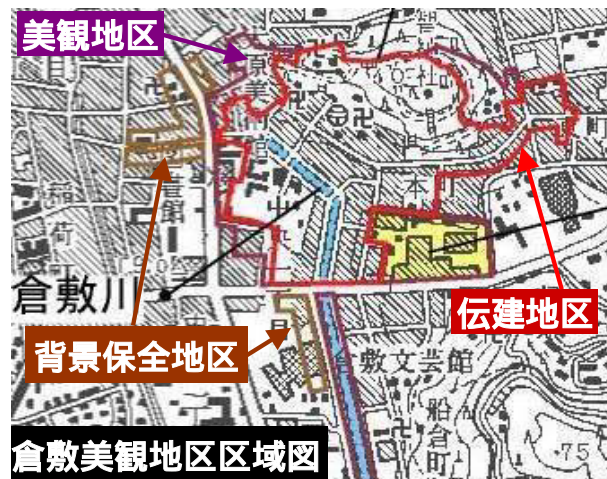
## (1) 地方公共団体による良好な景観形成への積極的な取り組み事例

### 【倉敷市】

都市計画手法と景観条例による対応

美観地区：建物高さ、意匠を規制

背景保全条例：伝統的建造物群保存地区(伝建地区)の周辺で高層建物の建設を抑制し、景観を保全(損失補償可能)



## (2) 景観法の制定(平成16年)

### 基本理念・責務

#### 景観行政団体が景観行政を担う

都道府県・政令市・中核市に加え、都道府県の同意により市町村も景観行政団体となることが可能

#### 景観協議会

行政、住民、公共施設管理者などが協議を行い、景観に関するルールづくりを行う

#### 景観整備機構

NPO法人や公益法人を景観行政団体の長が指定

景観重要建造物・樹木の管理、耕作放棄地等の利用権の取得等を行う

ソフト面の支援

#### 景観計画区域 (都市計画区域外でも指定可能。)

- 建築物の建築等に対する届出・勧告を基本とするゆるやかな規制誘導
- 建築物・工作物のデザイン・色彩については、条例を定めることにより変更命令が可能
- 農地の形質変更等の規制、耕作放棄地対策の強化、森林施業の促進
- 自然公園法の特例

#### 景観協定

住民合意によるきめ細やかな景観に関するルールづくり

#### 景観重要公共施設

- 「景観上重要な公共施設」の整備や「電線共同溝法」の特例

#### 景 観 地 区

(都市計画区域外では「準景観地区」)

- 都市計画の手法を活用して、より積極的に良好な景観の形成を図る地区について指定
- 建築物や工作物のデザイン・色彩、高さ、敷地面積などについての初めての総合規制
- 廃棄物の堆積や土地の形質変更などについての行為規制も条例に定めることにより可能

#### 景観重要建造物・樹木

景観上重要な建築物・工作物・樹木を指定して積極的に保全

規制緩和措置の活用

屋外広告物法との連携

### (3) 景観法の対象地域のイメージ



## (4) 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法による取り組み

### ○法の目的

国民共有の資産である、古都における歴史的風土を保存

古都・・・政治、文化の中心等として歴史上重要な地位を有する市町村

歴史的風土・・・歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周辺の自然的環境と一体をなして  
古都における伝統と文化を具現し、及び形成している土地の状況



京都市

### ○法制度による取り組み

・歴史的風土保存区域の指定(国土交通大臣指定)

建築物の建築等について届出・勧告制により緩やかな保存

・歴史的風土保存計画の決定(国土交通大臣決定)

歴史的風土保存区域について、維持保存に関する事項等を定める

・歴史的風土特別保存地区の指定(府県・政令市指定)

建築物の建築等について許可制により現状凍結的に保存



奈良県明日香村

## 古都以外の市町村における歴史的風土の保存の必要性の高まり

～ 山口県萩市における事例～



今後、歴史的風土部会において全国展開を検討予定